



金 沢 市 公 報

号外第 2 1 号

平成24年(2012年)7月6日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ	
規 則		金沢市外国人障害者福祉手当支給規則の一部
金沢市市民センター等設置規則等の一部を改正する規則 (市民課)	1	を改正する規則 (障害福祉課) 4
金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課)	2	理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則 (衛生指導課) 5
金沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 (市民課)	2	告 示
金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則の一部を改正する規則 (長寿福祉課)	3	証明書の交付等に係る事務の相互委託の変更について (市民課) 6
		公営企業管理規程
		金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 6

規 則

金沢市市民センター等設置規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●**金沢市規則第62号**

金沢市市民センター等設置規則等の一部を改正する規則

(金沢市市民センター等設置規則の一部改正)

第1条 金沢市市民センター等設置規則(平成13年規則第104号)の一部を次のように改正する。

題名中「等」を削る。

第1条中「及び市民サービスコーナー」を削る。

第2条第1項の表に次のように加える。

金沢市湊市民センター	金沢市湊3丁目5番地9
金沢市本町市民センター	金沢市本町1丁目5番3号
金沢市近江町市民センター	金沢市青草町88番地

第2条第2項を削る。

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条を削る。

(金沢市公印規則の一部改正)

第2条 金沢市公印規則(昭和50年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表工の表戸籍用及び住民基本台帳用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長印の項中「外国人登録原票、外国人登録証明書、」を削り、「7」を「4」に改め、同工の表証明用市長印の項中「8」を「5」に改め、同表オの表戸籍用及び住民基本台帳用並びに埋火葬及び自動車臨時運行許可市長職務代理者印の項中「外国人登録原票、外国人登録証明書、」を削り、「6」を「3」に改め、同オの表証明用市長職務代理者印の項中「6」を「3」に改める。

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第9条の表中「及び市民サービスコーナー」を削り、

受付第2グループ	1 外国人登録に関する事項	を
	2 戸籍の届書の受付に関する事項	

受付第2グループ	1 戸籍の届書の受付に関する事項	に
----------	------------------	---

改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第63号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2市民局の表中

9 外国人登録に関すること。					を
10 自動車臨時運行許可					
11 国民年金保険の被保険者の資格の得喪					

9 自動車臨時運行許可					に
10 国民年金保険の被保険者の資格の得喪					

改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

金沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第64号

金沢市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市印鑑条例施行規則（平成8年規則第91号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

印 鑑 登 録 原 票					
印 影	記 号		登録番号		登録年月日
	氏 名				
	出生の年月日			男女の別	
	住 所				
	備 考				

「氏名

備考 住民票に通称が記録されている場合にあっては、様式中「氏名」とあるのは、 ・ とする。

通称」

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

様式第7号(第9条関係)

印 鑑 登 録 証 明 書				
印 影	記 号	登録番号		
	氏 名			
	出生の年月日		男女の別	
	住 所			
	備 考			
<p>この印影は、登録されている印影の写しに相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市長 印</p>				

「氏名

備考 住民票に通称が記録されている場合にあっては、様式中「氏名」とあるのは、 ・ とする。

通称」

様式第8号(第9条関係)

印 鑑 証 明 書				
印 影	記 号	登録番号		
	氏 名			
	出生の年月日		男女の別	
	住 所			
	備 考			
<p>この印鑑は、登録されている印鑑に相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市長 印</p>				

「氏名

備考 住民票に通称が記録されている場合にあっては、様式中「氏名」とあるのは、 ・ とする。

通称」

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 改正前の様式第3号により作成された印鑑登録原票は、改正後の様式第3号による印鑑登録原票とみなす。

金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第65号

金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則の一部を改正する規則

金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則(平成7年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 昭和57年1月1日前から出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。)の施行の日の前日まで入管法等改正法第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票(以下「外国人登録原票」という。)に登録されていたこと(昭和57年1月1日前から、外国人登録原票に登録されており、かつ、同日以後に国籍法(昭和25年法律第147

号) 第4条の規定により帰化した者にあつては、帰化した日から入管法等改正法の施行の日の前日まで住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に定める住民基本台帳(以下「住民基本台帳」という。)に記録されていたこと。)

イ 入管法等改正法の施行の日から第3条に規定する申請の日まで住民基本台帳に記録されていること。

ウ 第3条に規定する申請の日現在において、引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

第8条第2号中「居住地又は」を削り、同条第4号中「(平成8年規則第5号)」を削る。

第14条中「外国人登録法第12条第3項の規定により受給者の外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15第4項の規定により受給者の在留カードを、若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条第5項の規定により受給者の特別永住者証明書」に改め、同条第3号中「居住地又は」を削る。

様式第1号中

「(あて先)金沢市長

居住地
(住所) を
フリガナ 」

「(宛先)金沢市長

住所 に、
フリガナ 」

「金沢市への外国人登録年月日 年 月 日」を

「旧外国人登録法に基づく外国人登録年月日 年 月 日
金沢市の住民基本台帳記録年月日 年 月 日」に、

「居住地(住所)」を「住所」に改める。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「居住地(住所)」を「住所」に改め、「居住地又は」を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「居住地(住所)」を「住所」に改め、「居住地又は」及び「居住地若しくは」を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に、「居住地(住所)」を「住所」に改める。

附 則

- この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 平成25年7月9日前に、改正後の第3条に規定する申請をする者については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行前に外国人登録原票(同法第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票をいう。)に登録されていた期間を住民基本台帳に記録されていた期間とみなして、改正後の第2条第1号ウの規定を適用する。
- この規則の施行の際現に改正前の第3条の規定により認定を受けている者は、改正後の第3条の規定により認定を受けている者とみなす。

金沢市外国人障害者福祉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第66号

金沢市外国人障害者福祉手当支給規則の一部を改正する規則

金沢市外国人障害者福祉手当支給規則(平成8年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて」を「全て」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 昭和57年1月1日前から出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」

という。)の施行の前日まで入管法等改正法第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票(以下「外国人登録原票」という。)に登録されていたこと(昭和57年1月1日前から、外国人登録原票に登録されており、かつ、同日以後に国籍法(昭和25年法律第147号)第4条の規定により帰化した者にあつては、帰化した日から入管法等改正法の施行の前日まで住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に定める住民基本台帳(以下「住民基本台帳」という。)に登録されていたこと。)

イ 入管法等改正法の施行の日から第3条に規定する申請の日まで住民基本台帳に登録されていること。

ウ 第3条に規定する申請の日現在において、引き続き1年以上本市の住民基本台帳に登録されていること。

第8条第2号中「居住地又は」を削る。

第14条中「外国人登録法第12条第3項の規定により受給者の外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15第4項の規定により受給者の在留カードを、若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条第5項の規定により受給者の特別永住者証明書」に改め、同条第3号中「居住地又は」を削る。

様式第1号中

「(あて先)金沢市長

居住地
(住所) を
フリガナ 」

「(宛先)金沢市長

住所 に、
フリガナ 」

「金沢市への外国人登録年月日 年 月 日」を

「旧外国人登録法に基づく外国人登録年月日 年 月 日
金沢市の住民基本台帳記録年月日 年 月 日」に、

「居住地(住所)」を「住所」に改める。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「居住地(住所)」を「住所」に改め、「居住地又は」を削る。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「居住地(住所)」を「住所」に改め、「居住地又は」及び「居住地若しくは」を削る。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に、「居住地(住所)」を「住所」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 平成25年7月9日前に、改正後の第3条に規定する申請をする者については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行前に外国人登録原票(同法第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票をいう。)に登録されていた期間を住民基本台帳に登録されていた期間とみなして、改正後の第2条第1号ウの規定を適用する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第3条の規定により認定を受けている者は、改正後の第3条の規定により認定を受けている者とみなす。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第67号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則(昭和40年規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考第2項第3号中「外国人登録法による証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第2条 美容師法施行細則（昭和40年規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考第2項第3号中「外国人登録法による証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

告 示

●金沢市告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、証明書の交付等に係る事務（以下「事務」という。）の相互委託について、委託した事務を変更するので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年7月6日

金沢市長 山 野 之 義

1 変更する年月日

平成24年7月9日

2 変更する相互委託

- (1) 金沢市と川北町、野々市市、津幡町及び内灘町との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託（平成13年告示第58号）
- (2) 金沢市とかほく市との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託（平成16年告示第40号）
- (3) 金沢市と白山市との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託（平成17年告示第16号）
- (4) 金沢市と小松市、加賀市及び能美市との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託（平成20年告示第104号）

3 相互委託の変更に関する規約

証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部を変更する規約
証明書の交付等に係る事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。
第1条第1号ウを削る。

附 則

この規約は、平成24年7月9日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年7月6日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号及び第6条第2項第1号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附 則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

平成24年(2012年)7月6日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)7月6日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	